

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年六月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年六月十三日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合

誠

路 線 名	三芳富士見線
供用開始の区間	富士見市大字上南畑字池田二八九八 番一地从先から同市大字上南畑字池田 二八九三番一地从先まで
供用開始の期日	令和五年六月十三日
備 考	令和三年十二月二十四日付け 埼玉県川越県土整備事務所長 告示第十二号で告示した道路 予定区域の一部供用開始であ る。延長九九・九九メートル